

労政にしのみや

編集・発行：西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37 西宮市立勤労会館内

TEL：0798-35-5286 FAX：0798-34-2888 URL：http://www.nishi.or.jp/

外国人雇用はルールを守って適正に

♣♣♣♣ 6月は外国人労働者問題啓発月間です ♣♣♣♣

～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

1. 外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名・在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、この届出にあたり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

2. 外国人の雇用管理を適切に行ってください

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています。（雇用対策法に基づき平成19年10月1日施行）。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

外国人を雇っている事業主の皆さん、チェックしてみてください！

- ☑ 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- ☑ 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ☑ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- ☑ 安易な解雇はしていませんか？
- ☑ 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善に関して事業主が適切に対処するための指針」より

お問合せは、ハローワーク西宮 へ
TEL：0798-75-6711

化学物質を取扱う事業場の皆さまへ

労働災害を防止するため リスクアセスメントを実施しましょう

労働安全衛生法が改正されました（平成28年6月1日施行）

一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について

1. 事業場における**リスクアセスメント**が義務づけられました。
2. 譲渡提供時に容器などへの**ラベル表示**が義務づけられました。

<リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

<対象となる事業場は>

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

<リスクアセスメントの実施義務の対象物質>

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は安全データシート（SDS）の交付義務の対象である**640物質**です。

640物質は以下のサイトで公開しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

職場のあんぜんサイト SDS

対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

あなたの職場でも化学物質を使っていますか？
リスクアセスメントのやり方を見ていきましょう



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

お問合せは、兵庫労働局安全課へ
TEL：078-367-9152

健康づくりチャレンジ企業

にご登録ください!

兵庫県では、従業員・職員とその家族等の健康づくりに取り組む企業・団体等と力を合わせて、働きざかり世代の健康づくりの推進を目指してまいります。

健康づくり^{チャ}レンジ企業に登録すると...

◆従業員・職員とその家族等の健康づくりに取り組む費用を補助します。

健康教室等の開催支援

健康教室等開催に関する費用の補助 【上限 10万円】

運動習慣の定着支援

運動施設・機器整備に関する費用の補助【上限 250万円】

〔 運動スペースの面積が50m² 超で、
運動機器を3台以上設置する場合 〕

女性のがん検診の受診促進

中小企業等を対象に乳がん検診、
子宮頸がん検診の受診費用を補助
【上限一人あたり 2,000 円】

企業のメンタルヘルス対策の支援

ストレスチェック等に関する費用の補助
【一人あたり 2,000 円⇒1,300 円】
メンタルヘルス専門研修【無料】

その他にも...

- ◆最新の健康づくりに関する情報や研修会などをご案内します。
- ◆健康スポーツ医や歯科医師等、専門スタッフの派遣を受けられます。
- ◆貴社のホームページや広告などに登録している旨を表示できます。

お問い合わせは

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課

TEL : 078-362-9109

http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/kenkou_challenge.html

女性活躍推進法に基づく認定マークについて

厚生労働省では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定マーク「えるぼし」を決定しました。

この制度は行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良な企業に対して、厚生労働大臣が認定を与えるものです。

【えるぼしの解説】



・「L」には、Lady（女性）、Labour（働く、取り組む）の他に、Laudable（賞賛に値する）、Laureate（優秀な：認められた）、Lead（手本）、Lively（活発な）、Luminous（輝く）などがあり、ポジティブな意味で「L」を用いました。

・企業や社会を意味する「円」の中に、エレガントに力強く活躍する女性をイメージした曲線で「L」をデザイン化しました。

認定の申請は、平成28年4月1日から、都道府県労働局で受け付けています。

事業主のみなさまにおかれましては、積極的に認定取得を目指してみたいかがでしょうか。

お問い合わせは 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 TEL 078-367-0820

〈事業主の方へ〉

雇用保険料率が引き下がります

—平成28年度雇用保険料率のお知らせ—

2016年（平成28年）4月1日から2017年（平成29年）3月31日までの雇用保険料率は、以下の表のとおり引き下がります。

※平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下がります。併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、0.5/1000引き下がります。

〈平成28年度の雇用保険料率〉

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付 の保険料率	雇用保険二事 業の保険料率		
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

その他詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

お問合せは、ハローワーク西宮
TEL：0798-75-6711

熱中症に注意しよう！



1. 梅雨明けから起こりやすい

- ・梅雨の合間に突然気温が上昇した日や、梅雨明けの蒸し暑い日など体が暑さに慣れていない時期に起こりやすく、要注意！

2. こんな日は特に要注意

- ・湿度や気温が高く風の弱いとき、日差しや照り返しが強いとき(壁などからの放射熱が強い)

3. 予防が大切

- ・野外では「帽子」、「水分をこまめに摂取」「日陰を利用する」
 - ・たくさん汗をかいたら塩分の補給も忘れずに！スポーツドリンク、食塩水(0.1~0.2%)などを飲む
- 注) 糖尿病の方は糖分の多いスポーツドリンクの摂取量に注意しましょう！**

4. 体に異常を感じたら

- ①涼しいところへ行く ②衣服(衣類)を緩める
- ③体などに水をかける、濡れタオルをあてて扇ぐ、体を冷やすなどをする
(特に太い血管のある脇の下、首、足の付け根・股の間を冷やす)



事業主・職業紹介事業者等の皆さまへ

就労実態等に関する職場情報を 応募者に提供する制度が始まります！

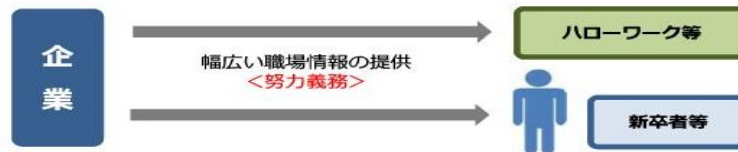
新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくため、労働条件を的確に伝えることに加えて、若者雇用促進法において、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供する仕組みがスタートします。

企業にとっても、採用・広報活動を通じて詳しい情報を提供することによって、求める人材の円滑な採用が期待できます。

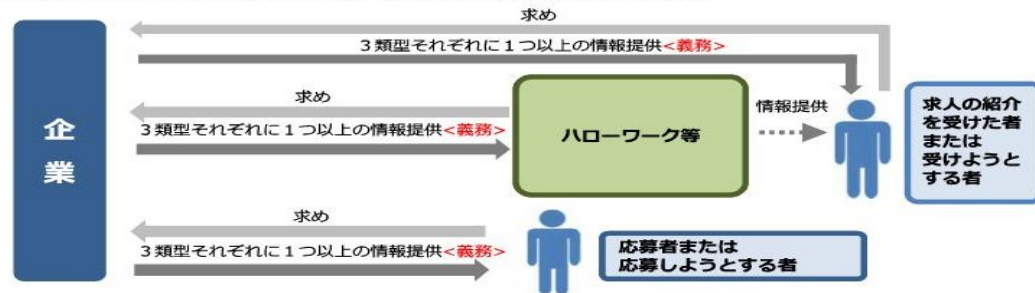
情報提供の仕組み

新卒者等（※）であることを条件とした募集・求人申込みを行う場合に、情報提供が必要です。

- 幅広い職場情報の提供が努力義務となります。



- 応募者等や、求人申込みをしたハローワーク・職業紹介事業者（職業紹介事業者としての学校を含む）または求人の紹介を受けた者等から求めがあった場合は、次ページの（ア）～（ウ）の3類型それぞれについて1つ以上の情報提供が義務となります。



指針において、情報提供項目の全てについて、ホームページでの公表、会社説明会での情報提供、求人票への記載などにより、消極的に情報提供を行うことが望ましいと定められています。

※新卒者等の範囲は以下の通りです。

ただし当該募集・求人の対象外となっている場合は、情報提供の求めを行うことができません。

- ① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 上記①、②の卒業者及び修了者

情報提供項目

(ア) 募集・採用に関する状況	過去3年間の新卒採用者数・離職者数
	過去3年間の新卒採用者数の男女別人数
	平均勤続年数
(ア)の参考値として、可能であれば平均年齢についても情報提供してください。	
(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況※ ¹	研修の有無及び内容※ ²
	自己啓発支援の有無及び内容 ※ 教育訓練休暇制度・教育訓練短時間勤務制度がある場合はその情報を含む。
	メンター制度の有無
	キャリアコンサルティング制度の有無及び内容 ※ セルフ・キャリアドック（定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み）がある場合はその情報を含む。
(ウ) 企業における雇用管理に関する状況	社内検定等の制度の有無及び内容※ ³
	前年度の月平均所定外労働時間の実績
	前年度の有給休暇の平均取得日数
	前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別） 役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

※¹ 制度として就業規則等に規定されているものでなくても、継続的に実施していて、そのことが従業員に周知されていれば、「有」として構いません。

※² 研修の内容は、具体的な対象者や内容を示してください。

※³ 業界団体等が実施する検定を活用する場合も「有」として構いません。

お問合せはハローワーク西宮へ TEL078-75-6711

職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む事業主の皆さまへ

平成28年度の両立支援助成金のお知らせ

1 出生時両立支援助成金 ※新設

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。

- ◆支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する14日以上(中小企業は5日以上)の育児休業です。
- ◆過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。
- ◆支給対象となるのは、1年度につき1人までです。

【支給額】中小企業	取得及び育休1人目：60万円	2人目以降：15万円
大企業	取得及び育休1人目：30万円	2人目以降：15万円

2 介護支援取組助成金 ※新設

労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成します

- ◆支援対象となる取組は、厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組です。
- ◆具体的には、厚生労働省が指定する資料に基づき、以下の全ての取組を行った場合に支給します。
 - ①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握(社内アンケート)
 - ②介護に直面する前の従業員への支援(社内研修の実施、リーフレットの配布)
 - ③介護に直面した従業員への支援(相談窓口の設置及び周知)
- ※「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」は、[厚生労働省HP](#)で公開しています。
- 【支給額】1企業1回のみ：60万円

3 中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3か月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します

- ◆育児休業取得者の原職等復帰日(育児休業終了日の翌日)から起算して6か月を経過する日が、平成28年4月1日以降の場合
- 【支給額】育児休業取得者1人当たり：50万円
 - ※育児休業取得者が期間雇用者の場合10万円加算
 - ※当該期間雇用者が雇用期間の定めのない労働者として復職した場合はさらに10万円加算
- 【支給対象期間】

最初の支給対象労働者の原職等復帰日から起算して6か月を経過する日の翌日から5年以内

- ※くろみん取得事業主の場合、原職等復帰日から起算して6か月を経過する日が、平成37年3月31日までの育児休業取得者が対象となります。
- 【上限人数】

一年度(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)に延べ10人

- ※くろみん取得事業主の場合、平成37年3月31日までの間で延べ50人

4 中小企業両立支援助成金 育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に中小企業主に助成します。

- ◆これまで支給対象となるのは1企業につき1人まででしたが、これを拡充して、1企業につき2人まで(期間雇用者1人、雇用期間の定めのない労働者1人)です。
- ◆平成28年度の後半からは、介護休業についても対象とする予定です。
- 【支給額】

正社員、期間雇用者それぞれ1人について、以下の通り支給

プランを策定し、育休取得したとき	：30万円
育休者が職場復帰したとき	：30万円

お問合せは、兵庫労働局雇用環境・均等部指導課へ TEL：078-367-0820

第87回 統一 メーデー開催

労働者の祭典「第87回統一メーデー西宮集会」が、5月1日、西宮市役所前の六湛寺公園で開催され、31労組・団体から1100人が参加しました。上田寿一実行委員長のあいさつ、来賓の祝辞が述べられ、今年のメーデースローガンは「支え合う 助け合う 心をひとつに力を合わせ、暮らしの底上げを実現しよう!」「阪神・淡路大震災の体験を生かし、熊本地震と東日本大震災の復旧・復興支援に全力をあげよう!」などが採択されました。参加者は集会後、JR西宮駅前まで約1時間かけてシュプレヒコールを掲げながらデモ行進を行いました。



平成28年度安全衛生表彰式

受賞者の皆様おめでとうございます!

5月30日、西宮神社会館にて実施された西宮労働基準協会定時総会において、「平成28年度安全衛生表彰式」が行われました。この表彰は安全衛生管理水準の高い事業場や地域・企業の安全衛生水準の向上に貢献した個人を表彰することにより、安全意識の高揚を図り、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するために、行われています。

受賞された方は、次のとおりです（敬称略）。



協会長表彰

- ☆安全衛生優良賞 辰馬本家酒造(株)
- ☆安全衛生努力賞 甲南ユーティリティ(株) 日本テルペン化学(株) 剣菱酒造(株)
- ☆安全衛生功績賞 森崎孝太郎（エム・シーシー食品(株)甲南工場・食料品分科会幹事）
岡本泰行（白鶴酒造(株)フォークリフト運転技能講習講師）
杠 剛（昭和産業(株)神戸工場・食料品分科会委員）



西宮市観光キャラクター みやたん

西宮市表彰

- ☆安全衛生優良賞 (株) 指月電機製作所
- ☆安全衛生努力賞 (株) 神明精米西宮浜工場
- ☆安全衛生功績賞 井田昭彦 （伊藤ハム(株)・協会理事）
大西昭吉 （労働安全コンサルタント・協会各種講師）
藪本勝也 （(株)きんでん人材開発部・高所作業車・玉掛け技能講習講師）
下村眞治 （辰馬本家酒造(株)フォークリフト運転技能講習講師）

＜男女共同参画週間 6/23～29＞

2016年度男女共同参画週間のキャッチフレーズは、公募により、「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」に決定しました。男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、1999年に男女共同参画社会基本法ができました。その目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である6月23日から1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取り組みを通じ基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

長時間働き続けることだけが男の人生？

「第4次男女共同参画基本計画」策定と「女性活躍推進法」の完全施行により、男女共同参画・女性活躍推進の取り組みは新たな段階に入りました。長時間労働、男性の家事・育児等への参画が進まない現状等の変革が重点課題になっています。

「これだけ長時間働いている自分は会社に認められている。貢献もしている」「家族のために頑張っている」という男性が多いと思います。長時間労働をした上に、家事・育児もなんて勘弁してくれというのが本音でしょう。

しかし、長時間労働は生産性を下げているという統計もあり、過重労働からの自殺を増やしています。また、男性の育児参加がないために第二子を断念するケースが多いなどデメリットばかり目立ちます。長時間労働と経済成長がマッチしていた時代の価値観から見ると、「働き方を見直そう！」といった議論は甘えだと感じるかもしれません。でも、そのような価値観が女性や男性の働きづらさを生み、労働人口が減っていく中で、多様性のない職場を作っているとしたら…。

急速に変わりゆく社会状況の中で今の働き方に少しでも疑問を抱いているのなら、自分事として職場の長時間労働の是正、女性活躍の推進に関わっていきませんか。それは社会的課題の解決のみならず、組織の在り方、自分の働き方・生き方の変革につながっていくのではないのでしょうか。



◎本の紹介 ウェーブ 所蔵関連図書紹介

●男が働かない、いいじゃないか！

著者：田中俊之 出版社：講談社+α 新書（発行2016年）

6月25日にウェーブが主催する男女共同参画週間記念講演会講師の著書。聞きなれない学問「男性学」を通して男性が働くことの意味を考えることで、これまでとはまったく違った現実が見えてきます。自分自身の人生を歩むためには、「普通」や「常識」から距離を置くことを薦めています。

●男性漂流～男たちは何におびえているか

著者：奥田祥子 出版社：講談社+α 新書（発行2015年）

「男社会」からはこぼれ落ちてしまう中年男性たちの悲哀と苦悩。10年にわたる取材を通して浮かび上がる、決して予定通りにはいかない人生の難しさ。少子高齢化、未婚社会、介護離職、老後破産・・・、取材対象者の姿を通して見えてくるのは、日本社会がリアルに抱えるリスクの実態です。



西宮市男女共同参画センター ウェーブ	
	女性のための相談室 □電話相談：0798-64-9499 / 月・木10:00～12:00・13:00～16:00 □面接相談：要予約 / 火・水・土10:00～16:30 《予約：0798-64-9498》 □法律相談：要予約 / 第3金14:00～17:00 □チャレンジ相談：要予約 / 第2火10:00～12:00 / 第3水13:00～16:00
図書・資料コーナー □閲覧：開館時間 □貸出：月～土 10:00～17:15	
ウェーブ 西宮市男女共同参画センター	■開館時間：1月4日～12月28日 9:00～22:00 ■受付時間：月～土9:00～17:15(祝日を除く) ■阪急西宮北口駅南出口から約100m 〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4F TEL. 0798-64-9495 FAX. 0798-64-9496 http://www.nishi.or.jp/navi/ln_0009600000.html